

2022年 9月22日

枚方市教育委員会
教 育 長 尾 川 正 洋 様

枚方教職員組合
中央執行委員長 有馬昌代

故安倍晋三元首相の「国葬」にかかわる要請書

憲法と教育の条理にもとづき、子どもたちの成長・発達を保障する教育に向けて、ご尽力をいただいていることに敬意を表します。

さて、2022年7月8日に安倍晋三元首相が銃撃され、いのちを奪われるという事件が起きました。誰であれ、いかなる理由であれ、暴力により命を奪うことは許されることではありません。一方で、内閣府は7月22日、「故安倍晋三元総理の国葬儀を9月27日、日本武道館において執り行うこと」と閣議決定しました。

しかし、この閣議決定には以下の問題があります。

- ① 現行憲法下で「国葬」には法的根拠も基準も存在していない。国費を使用する根拠もない。
- ② 本来国権の最高機関である国会での議論を経るべきであるが、一切議論もなく閣議決定されており、議会制民主主義を無視している。
- ③ 安倍元首相の政策評価については国民の間で議論は分かれている。教育に関しては教育基本法の改訂や教科書への攻撃、教員免許更新制の強行導入など、学校現場に競争と管理統制を押しつける安倍「教育再生」について、私たち教職員組合はこれまでも批判し続けてきた。そうした批判的評価を無視して「国葬」を執り行うことは、特定の政治家に対する賛美と肯定的評価を国民に強制する行為であり、民主主義に反する。

今回予定されている「国葬」に際して弔意を強制することは、教育基本法第14条が禁止する特定の政党を支持する活動、教育基本法第16条に明記された「不当な支配」にあたり、憲法第19条の思想・信条の自由にも抵触します。また、たとえ無宗教であったとしても葬儀という宗教的儀式に参加を強制することとなり、第20条の2、3にも抵触します。このことから到底容認することはできません。

枚方教職員組合は、「国葬」における弔意表明のおしつけが行われないう、子ども・父母・教職員の「思想・良心の自由」を求める立場から、「国葬」に際して教育委員会に対し以下の点を要請します。

記

1. 市教育委員会は、各学校に対し弔意表明にあたる弔旗（半旗）掲揚、黙とう、行事の制限、「国葬」に関わる講話などを強制や取り組みの例示をしないこと。

以上